

別添

規則等の名称	徳島県契約事務規則
根拠法令	・徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）
趣旨	<p>徳島県暴力団排除条例が制定され、県の事務及び事業における措置として、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるもの」としている（条例第6条）。</p> <p>今回の改正は、条例の規定に基づき、所要の規則等の整備を行うものである。</p>
概要	<p>○ 契約書に記載すべき事項のうち、県が契約を解除することができる場合に、契約の相手方が暴力団、暴力団員等であるときを加えることとした。</p>
施行日	平成23年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>条例の規定に基づき条例の規定の適用又は準用について必要な技術的な読替えを定める規則等である（本県がパブリックコメント手続を経て制定した、徳島県暴力団排除条例第6条の規定に基づき、本県の事務及び事業から暴力団を排除するため、所要の規則等の整備を行うものである）。</p>
その他参考事項	